施策 5-1-1　地域医療体制の充実

めざす姿

● いつでも、安心して必要な医療を受けることができている。

課題と展望

○ 伊南地域の中核病院としての昭和伊南総合病院をはじめ、内科・小児科・外科・整形外科など専門性の高い診療所が複数そろっています。

○ しかしながら、生活習慣病発症の増加、疾病症状の多様化、医療の高度化など医療に対する期待はますます高くなっています。市民の安全で、安心した生活を支える医療を提供するために、病院や診療所など医療機関の機能と役割分担を明確にし、地域医療の提供体制を充実していくことが求められています。

○ 加えて、満足する医療を維持向上していくために、医療に対する市民の理解と支援が不可欠であるため、地域全体で医療を支える意識の醸成を図る必要があります。

○ 高齢化社会の中にあって、福祉施設や在宅での医療需要の増大とともに、介護保険サービスや医療サービスが充実してきていますが、さらに長期療養を要する患者や密な在宅医療を必要とする終末期患者に対して、患者と家族が安心して在宅医療や介護を受けることができるサポート体制の充実を図る必要があります。

取組の方向と主な事業

1．病院と診療所の役割分担や連携体制など地域医療体制の充実を図ります。

(1) 地域に開かれた医療、信頼される医療、多様な地域医療ニーズに対応できる医療をめざして、昭和伊南総合病院が伊南地域の基幹病院としての機能を保持し、救急医療体制をはじめ、医療サービスの充実と質的向上を図ります。

(2) 病院と診療所の役割分担の明確化や連携体制の充実を図ります。

【主な事業】
- ☐ 昭和伊南総合病院支援事業
- ☐ 医療連携体制検討

2．市民の医療を支える意識の醸成を図ります。

(1) かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及を図ります。

(2) 医療、保健、福祉の包括的なサービス体制の確立を図ります。

(3) 医療に関する市民活動への支援を図ります。

【主な事業】
- ☐ 医療に関する意識の醸成推進事業
- ☐ 相談支援事業

3．在宅患者・家族に対する支援体制の充実を図ります。

(1) 在宅医療や介護保険にあわせて、訪問看護・介護サービスの充実と機能向上に努めます。

(2) 医療、保健、福祉、介護が連携したサービス提供により支援を図ります。

（関連基本計画　認知症介護ビジョン）

【主な事業】
- ☐ 地域包括ケア事業
- ☐ 認知症対策事業

4．ドナーボランティアなどの普及や啓発に努めます。

(1) 臓器などの提供についての理解や献血の推進を図るため、啓発活動に取り組みます。

【主な事業】
- ☐ 献血推進事業
- ☐ ドナー登録推進事業

達成目標

指標名	現状 (H24)	前期目標 (H30)	最終目標 (H35)	備考
いざというときに相談ができる、かかりつけ医がいますか。	73.9％ (H23)	75.0％	80.0％	市民満足度調査のアンケートより
病院などの地域医療体制が整っている。	2.89 ポイント (H23)	3.20 ポイント	3.45 ポイント	市民満足度調査の満足度（ポイント）。前期目標を 3.20 ポイントとし、その後各年 0.05 ポイント上昇するよう取り組み、最終目標を 3.45 ポイントとします。

注 1）市民満足度調査：まちづくりの指標として、2 年に 1 度実施している市民意識調査。調査項目について、重要度と満足度を 5 段階（最低 1 から最高 5 まで）で調査。

役割分担

主体の分類		主体の役割
行政	駒ヶ根市	○休日当番医（医科・歯科など）の情報をわかりやすく提供します。 ○地域全体で医療を支えるための啓発活動を進めます。
	県（国）	○不足する産婦人科や小児科の医師・看護師などの確保に向けた取り組みを図ります。
市民など	個人（家庭）	○かかりつけ医を持ち必要な医療を確保します。 ○病気やけがの状態に応じて、適切な医療の受け方を理解します。
	ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ団体など	○医療に関する支援活動や在宅患者や家族への支援を行います。
	医療機関	○医療機関相互の連携体制の構築を図ります。

【ドナー】臓器を提供する人

施策 5-1-2　安心して受けられる医療・介護の確保

めざす姿

● 必要なときに必要なサービスを受けることができている。

課題と展望

○ 国民健康保険・後期高齢者医療保険制度

国民健康保険は、被用者（社会）保険と比べ高齢者の加入率や景気低迷の影響で、低所得者の加入割合が高く、また、急速な高齢化や高度医療化の進展により医療費は増高しており、国保財政は極めて不安定な状況となっています。いつでも安心して医療を受けることができる国民皆保険制度を堅持し、持続可能な医療保険制度を確保する必要があります。

○ 福祉医療制度

子ども、障がい者、母子・父子などの社会的弱者の医療費による経済的負担を軽減し、健康増進を図ることを目的に、地域の社会保障制度として確保します。

○ 介護保険制度

高齢者人口の増加に伴い、介護給付費は増加する一方であり、介護保険料額にも大きく影響が出ています。介護を受けずに元気な毎日を過ごすためには、自らが健康づくりや介護予防に取り組むことが大切であります。また、介護が必要となっても地域で安心して暮らすことができるよう、在宅を中心とした介護保険サービスの量と質の確保に努めるとともに、介護保険事業を円滑に運営するために、介護給付の適正化、低所得者への支援・事業者との連携を図る必要があります。

取組の方向と主な事業

1．国民健康保険・後期高齢者医療保険事業を充実します。

(1) 安心して医療が受けられるようにするため、制度改正などによって新たな医療制度が導入される場合は、医療制度の周知・普及を図り、スムーズな移行を行います。

(2) 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の公平公正な確保に努め、収納率向上により制度の安定的な事業運営をめざします。

(3) 被保険者の健康の保持増進のため、保健事業の充実を図ります。

【主な事業】

□ 国民健康保険事業　　□後期高齢者医療保険事業

2．福祉医療制度を充実します。

福祉医療制度に関わる課題を把握し、市民要望に沿った福祉医療制度の充実を図ります。

【主な事業】

□ 子ども、障がい者、母子・父子、特定疾患認定者、結核医療費支給事業
□ 医療費貸付事業

3．介護保険制度を充実します。

(1) 安心して介護が受けられるよう、制度の適正な運用と地域包括ケアシステムの構築に努めます。

(2) 低所得者や生活困窮者に対して、法による軽減制度のほか市独自の支援策を講じます。

（関連基本計画：老人福祉計画・介護保険事業計画）

【主な事業】

□ 介護保険関連事業　　□地域包括支援センター事業

達成目標

指標名	現状 (H24)	前期目標 (H30)	最終目標 (H35)	備考
特定健康診査受診率	38.6%	55.0%	65.0%	特定健康診査受診率の向上をめざすことで、早期発見などにより生活習慣病などによる医療費の抑制につなげます。
要介護認定者出現率（認定者数÷65歳以上人口）	15.0%	15.5%	16.0%	要介護認定者を増加させない取組を実施し、その成果を要介護認定者出現率で確認します。

役割分担

主体の分類		主体の役割
行政	駒ヶ根市	○国民健康保険制度、介護保険制度の適正な運用に努めます。
	県（国）	○持続可能な社会保障制度を創設します。
市民など	個人（家庭）	○医療費や健康への関心を高め、生活習慣などを見直します。 ○健康の維持や介護予防活動に自ら取り組みます。
	地域	○健康に対する関心を高め、健康づくりなど地域おいて主体的に取り組みます。

【地域包括ケアシステム】介護が必要になっても住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、地域の自主性や主体性に基づき、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」について、地域の特性に応じて一体的に受けられる支援体制のこと。

【地域包括支援センター】地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う、各市町村に設置される機関。

施策 5-1-3　健康づくり習慣の普及

めざす姿

●　日ごろから心身ともに健康で生活している。

課題と展望

○　全ての人が、健康でいきいきと生きがいをもって生活できることを願っています。生活や社会環境の質の向上を図り、いつまでも健やかで心豊かに生活できることをめざして、「自分の健康は自分で守る」住民主体の健康づくりを基本に、社会全体で総合的に支援できるようにすることが重要になっています。

○　また、生活様式や社会環境の変化により、日常生活のリズムの乱れや食生活の偏り、運動不足など生活習慣の課題が深刻になり、がん、脳血管疾患、心臓病、糖尿病などの生活習慣病が増加しています。

○　健康診査の結果をもとに、健康教育・相談・訪問指導などを充実するなど、生活習慣病の一次予防・重症化予防を中心とした効果のあるアプローチの展開や、多職種・関係機関との連携による取組が必要です。

○　健康寿命を延伸するために、生活習慣病を予防するとともに、心の健康づくり、感染症予防の状況などを把握し、社会生活を営むための身体機能を維持するための取組が重要です。

取組の方向と主な事業

1．市民が主体的に取り組める健康づくりを推進するため、社会全体で支援していく体制の充実を図ります。

市民と行政が協働して取り組むための仕組みづくりを構築します。

（関連基本計画　駒ヶ根市第５次総合保健計画）

【主な事業】

□　地域健康づくり推進事業

2．生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底を図ります。

(1) 生活習慣病予防や重症化予防のための生活習慣の見直しと改善を進めます。

(2) 生活習慣病予防健診やがん検診の受診率向上と指導を充実します。

(3) 行政と医療機関などが連携し、重症化予防対策を推進します。

（関連基本計画　駒ヶ根市第５次総合保健計画）

【主な事業】

□健康診査事業　　□　健康増進事業

3．自立した日常生活を営むための身体機能の維持・向上をめざす取組を支援します。

(1) こころの病気について、正しい知識や対処法を身につけ、こころの健康を保つ支援の充実を図ります。

(2) 感染症を予防するための情報提供などの対策への取組や感染症発生時の緊急対応に努めます。

（関連基本計画　駒ヶ根市第５次総合保健計画）

【主な事業】

□　精神保健事業　　□　感染症予防事業

達成目標

指標名	現状（H24）	前期目標（H30）	最終目標（H35）	備考
健康づくりに対する取組が充実している。	3.14ポイント（H23）	3.25ポイント	3.40ポイント	市民満足度調査の満足度（ポイント）。前期目標を3.25ポイントとし、その後各年0.03ポイント上昇するよう取り組み、最終目標を3.40ポイントとします。
主な生活習慣病を死因とする死亡者の割合	55.9%（H22）	52.5%	50.0%	生活習慣病への取り組みにより指標は過去10年間で5%下がった。引き続き10年間で5%下げることを目標とする。（資料提供：保健福祉事務所）

注１）市民満足度調査：まちづくり指標として、２年に１度実施している市民意識調査。調査項目については、重要度と満足度を５段階（最低１から最高５まで）で調査。

役割分担

主体の分類		主体の役割
行政	駒ヶ根市	○各種健（検）診や予防接種の実施体制を確立し、実施します。 ○予防接種未接種者に対して接種を勧奨します。 ○健（検）診未受診者に対して受診を勧奨します。 ○健康教育など健康づくりの知識の啓発、普及に努めます。
	県（　国　）	○財政的支援や感染症などに関する迅速な情報提供を行います。
市民など	個人（家庭）、地域、企業、事業者など	○生活習慣病予防の重要性を理解し、特定健康診査を受け、健康的な生活習慣を実践します。 ○一人ひとりが予防接種の必要性を認識し、接種を心掛けます。 ○がん検診・結核検診などの必要性を認識し、検診を受けます。

施策 5-1-4　高齢者の健康づくりと社会参加の推進

めざす姿

●住み慣れた地域で安心して生活できている。
●高齢者が生きがいをもって社会とかかわっている。

課題と展望

○　市制施行以来、増加を続けてきた人口が平成２１年以降減少傾向となり、一方、高齢者は年々増加し、高齢化率は平成２４年１０月現在２６．９％で高齢化が急速に進行している状況にあります。

○　高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも元気で暮らし続けていくために、生活習慣病や認知症の予防と重症化防止、心身機能の維持に重点をおいた健康づくりを推進し、健康寿命を延ばすことが重要です。

○　そのためには、高齢者一人ひとりが自らの健康づくりに積極的に取り組むとともに、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、家族や仲間、地域、関係団体などが行政と連携しながら支援することが必要です。

○　長寿社会の進展に伴い、高齢期をどのように意義あるものにできるかが大きな関心事となり、高齢者一人ひとりが自分にあった学習活動（生きがいづくり、社会参加、健康づくり、ボランティア活動など）に親しみ、個性や能力を伸ばす機会を求められるようになってきています。

○　そこで、高齢者が健康でいきいきと充実した生活を送ることができるように、自主的活動や生涯学習活動の支援、就労機会の拡充を図ります。

取組の方向と主な事業

1．健康寿命の延伸を図ります。

生活習慣病やがんなどの早期発見や早期治療のため、検診などを推進するとともに、寝たきり予防、認知症予防、生活習慣の改善指導、閉じこもり防止など健康づくりを積極的に推進し、健康寿命の延伸を図ります。　（関連基本計画　駒ヶ根市第５次総合保健計画）

【主な事業】

□　生活習慣病予防と重症化予防　　□　健康増進事業

2．地域の集会所やいきいき交流センターを活用した介護予防・健康づくりなどへの取組の普及・拡大を図ります。

地域の集会所やいきいき交流センターを活用して「いきいき 100 歳体操」などを定期的に実施することで、筋力の維持向上が図られるとともに、閉じこもり防止や認知症予防などにも効果が見込めるため、その普及を図ります。

（関連基本計画　老人福祉計画・介護保険事業計画、駒ヶ根市第５次総合保健計画）

【主な事業】

□　介護予防事業　　□　運動機能・口腔機能の向上、認知症予防事業

3．生涯学習活動を推進し、雇用機会の拡充に努めます。

高齢者クラブなどの自主的活動を支援し、仲間づくりと生きがい交流を推進します。地域職業相談室の機能強化、必要な職業訓練のあっせん、シルバー人材センターの活用などにより、高齢者の就労機会の拡充に努めます。

【主な事業】

□　高齢者クラブ補助事業　　□　シルバー人材センター運営事業

達成目標

指標名	現状（H24）	前期目標（H30）	最終目標（H35）	備考
各地域で「いきいき100歳体操」などの介護予防事業に取り組んでいる団体数	13 団体	35 団体	45 団体	各地域で健康づくりなどに取り組んでいる団体数を指標とします。
新規要介護認定者に占める75歳未満の者の割合	18.1%	15.0%	13.0%	75 歳未満の新規要介護認定者の減少をめざします。（健康寿命の延伸）

役割分担

主体の分類		主体の役割
行政	駒ヶ根市	○地域の現状把握・情報提供と指導を進めます。 ○各種団体への支援、就労機会の拡充をします。
	県（国）	○実施事業対象経費の一部負担を検討します。
市民など	個人（家庭）	○健康づくりや介護予防事業、生涯学習活動へ積極的に参加します。
	地域	○健康づくりに対する地域住民同士の自主的活動に取り組みます。
	医療機関、事業者など	○健康づくりや介護予防の必要性を市民に説明します。 ○高齢者の就労機会を確保するよう努力します。

【いきいき 100 歳体操】体を楽に動かすための筋力強化、転びにくくするためのバランス能力強化、のために重錘バンドを手首や足首につけて行う運動。

施策 5-2-1　住民同士が支え合う仕組みづくりの推進

めざす姿

- 健康や安心に関する地域の課題やニーズが把握され、活動を話し合う体制ができている。
- 担い手をコーディネートする仕組みがあって、地域で支え合う体制ができている。

課題と展望

○　健康で安心して暮らせるまちづくりは、行政の支援や制度だけでは限りがあり、地域の住民同士が互いに支え合う仕組みが必要になります。市は、その仕組みづくりを推進します。

○　従来から住民がそれぞれの立場で支え合う活動をしていましたが、住民個々の対応であったり、ケースや地域の実情により取組の状況にも差があったところです。

○　今後の住民同士が互いに支え合う仕組みとしては、自治会組織と地区社会福祉協議会を基本として、これに民生児童委員、保健補導員など、健康教室リーダーなどの担い手が集う形を想定しています。この体制で定期的に会議を行うなど、情報共有を図るとともに、地域における要望や課題を見極めて計画的に支え合いの活動を行うことを目標とします。

○　市は社会福祉協議会とともに、すべての地域でこのような支え合い体制が構築できるよう、各地区の住民に対して働きかけを行っていきます。

取組の方向と主な事業

1．支え合い体制の組織化を推進します。

健康で安心して暮らせるための支え合い体制を、各地域で組織化します。

【主な事業】

- □　健康教育・健康相談事業　　□高齢者保健事業
- □　上伊那圏域成年後見センター運営事業
- □　結婚相談所運営事業

2．地域の支え合い活動を支援します。

各地域の支え合い体制が中心となって、地域の課題やニーズを把握し、支え合いを企画、実施していくようにします。

【主な事業】

- □　介護予防事業　　□　運動機能・口腔機能の向上、認知症予防事業

達成目標

指標名	現状（H24）	前期目標（H30）	最終目標（H35）	備考
互いにささえあい、助け合う人間関係が地域に築かれている。	3.21ポイント（H23）	3.40ポイント	3.55ポイント	市民満足度調査の満足度（ポイント）。前期目標を3.40ポイントとし、その後各年0.03ポイント上昇するよう取り組み、最終目標を3.55ポイントとします。
支え合う組織の仕組みができている地域（区など）の割合	0%	50%	100%	平成35年に市内全地区で支え合う仕組みができるようめざします。

注1）市民満足度調査：まちづくり指標として、2年に1度実施している市民意識調査。調査項目については、重要度と満足度を5段階（最低1から最高5まで）で調査。

役割分担

主体の分類		主体の役割
行政	駒ヶ根市	○地域の課題などに関する情報を収集・分析します。 ○支え合い会議の実施の働きかけ、組織の活動への支援、リーダー養成を行います。
	社会福祉協議会	○ボランティア・担い手の発掘、組織化を行います。 ○支援の必要な方の情報を整理します。
市民など	個人（家庭）	○ボランティア活動や支え合い活動などに積極的に参加します。
	地区社協（地域）	○支え合い会議へ参加し、支援の必要な人の把握、支援できる人の把握を行います。 ○ボランティア活動のコーディネート役を務めます。 ○支え合い活動の運営主体として取り組みます。
	医療機関・介護事業者・障がい者支援事業者	○支え合い会議に参加し、支え合い活動を専門的立場からサポートします。

施策 5-2-2　障がい者の生活支援と社会参加の推進

めざす姿

- 障がいのある人が、必要な支援やサービスを利用しながら、地域でいきいきと暮らしている。
- 障がい者の一人ひとりの能力に応じ、働くことができる雇用の場を確保し、自立に向けた生活を送ることができる。

課題と展望

○　市内の障がい者は年々増加する傾向にあり、その障がいの程度は高齢化の進行とともに重度化の傾向にあります。また、医療機関や入所施設から地域生活への移行が進み、居宅介護、重度訪問看護などの居宅サービスの利用は増加傾向にあります。障がい者の適切なサービスの利用と地域移行や地域定着をさらに促進する必要があります。

○　一般就労は、平成２４年６月１日現在、上伊那地域の障がい者の雇用状況を見ると、雇用率達成企業が５５.９％（５７社）、実雇用率が１.６２％となり、達成企業数は前年を上回りましたが実雇用率は前年を下回り、全国平均・長野県の平均も下回っている状況であります。また、福祉的就労である就労継続支援事業所などへのニーズは、地域生活移行が進むとともに、より大きくなってきています。

○　社会参加の促進には、移動、情報コミュニケーション支援、スポーツやレクリエーションの各種事業や文化活動への取組が必要です。

ふれあい広場の様子

取組の方向と主な事業

1．相談支援体制の充実を図ります。

相談支援を担う職員の資質向上などを図るとともに、上伊那圏域障がい者総合支援センターとの連携を十分取りながら相談体制を構築します。

【主な事業】
- □　地域生活支援事業（障がい相談員の設置）
- □　上伊那圏域自立支援協議会との連携

2．地域の支え合い活動を支援します。

民生児童委員などの地域福祉活動や、社会福祉協議会などを中心としたボランティアなどの活動を支援するとともに人材育成や資質の向上を図ります。

3．在宅サービスの充実を図ります。

社会的な在宅生活支援体制を確立させ、障がい者・高齢者・介護者が、安心して生活できるようなサービス提供を進めます。

4．就労支援の推進を図ります。

教育・企業・福祉機関のそれぞれの役割を明確にして連携をすることにより、一般就労、福祉就労の両面から検討を行います。

【主な事業】
- □　障がい福祉サービス事業
- □就労支援啓発事業（法定雇用率の確保）

5．移動支援（コミュニケーション）事業の充実を図ります。

移動支援（コミュニケーション）サービスを、より積極的に実施します。

【主な事業】
- □　地域生活支援事業（移動支援・手話通訳などサービス）

6．スポーツ、芸術文化活動の振興を図ります。

「上伊那障害者スポーツ大会」、「長野県スポーツ大会」、「長野県障害者文化芸術祭」などへの積極的な参加を通じて、障がい者のスポーツ、芸術文化活動に対する理解と関心を高めます。

【主な事業】
- □　各種スポーツ大会、芸術文化祭などへの参加

達成目標

指標名	現状（H24）	前期目標（H30）	最終目標（H35）	備考
障がい者の雇用割合	1.62％	2.00％	2.20％	障がい者の就労支援の取組状況を雇用率で表します。
施設入所者の人数	47 人	44 人	41 人	居宅サービスなどの充実により入所施設などから地域生活への移行を図ります。

役割分担

主体の分類		主体の役割
行政	駒ヶ根市	○ハローワークなどとの情報交換や提供を行います。 ○サービス内容などの周知、サービスの確保を図ります。
	県（国）	○障がい者就業などに関する支援制度の構築などを行います。
市民など	個人（家族）	○障がい者に対する理解を深め、地域生活などにおける交流を図ります。
	地域	○障がい者に対する理解を深め、人権意識の高揚を図ります。 ○地域住民とのふれあいを通じ、相互の連携を図ります。
	企業、事業所など	○障がい者雇用に関して積極的に協力、支援します。

施策 5-2-3　生活困窮者への支援

めざす姿

●　だれもが健康で文化的な生活を送ることができている。

課題と展望

○　生活保護の件数については、ほぼ横ばいの状況で推移していますが、生活困窮などによる相談件数は増えています。リーマンショック以降の景気の低迷により雇用の抑制などもあって、失業などによる深刻な相談内容も見受けられます。

○　また、ひとり親世帯などの就労難や、高齢者世帯からの生活相談が増加していることから、就労支援や各種制度の活用、相談体制の充実を図り、自立支援を推進する必要があります。

○　当市でも、保護の傾向を見極め、多様化する相談内容をしっかりと受け止めて「市民生活の最後の拠り所」としての生活保護制度の重要性を認識し、適正な制度の運用を図るとともに、健康で文化的な最低限度の生活の保障と自立助長方策を更に推進していく必要があります。

取組の方向と主な事業

1．相談・支援体制の充実を図ります。

関係機関と連携し、生活困窮者の自立に向けて、適切な相談や支援を充実します。また、民生委員などと連携し、相談機能の充実を図り、自立に向けた援助に努めます。

【主な事業】

- □　自立支援プログラム活用事業（就労支援、地区担当者援助、多重債務改善）
- □　就労支援に向けたハローワークとの連携
- □　民生児童委員・社会福祉協議会との連携

2．生活保護法に基づき、適正に生活保護制度を運用します。

最低生活の保障と、被保護世帯の自立に向け、就労支援をはじめ、実情に応じた支援を進めます。

【主な事業】

- □　自立支援医療による給付の検討
- □　住宅手当緊急特別措置事業
- □　社協との連携による生活福祉資金の貸付

3．母子・父子福祉の充実を図ります。

各種制度などの活用を促進し、ひとり親世帯の生活の安定と経済的自立に対する支援を強化していきます。

【主な事業】

- □　母（父）と子の集い事業

達成目標

指標名	現状（H24）	前期目標（H30）	最終目標（H35）	備考
生活保護受給者の就労支援	４人	６人	６人	生活保護受給者のうち、自立支援プログラムを活用して、就労を働きかけ世帯の自立をめざします。

役割分担

主体の分類		主体の役割
行政	駒ヶ根市	○生活困窮者に必要な生活相談に応じます。 ○個別のケースに応じた就労に関する相談、指導を行います。 ○市民や市民団体などの福祉活動を支援します。
行政	県（　国　）	○生活困窮者の自立を支援します。 ○市民や市民団体などの福祉活動を支援します。
市民など	市民（個人）	○生活困窮者のことを良く理解します。 ○ボランティア活動などに参加し、生活困窮者を支援します。 ○自ら就労などに結びつく資格取得などの取組に参加します。
市民など	市民団体、ＮＰＯ法人など	○生活困窮者に対して各種福祉サービスを提供します。

【自立支援プログラム】生活保護の実施機関が、被保護世帯全体の状況を把握した上で、自立支援の具体的内容や実施手順などを内容とする世帯類型ごとの「個別支援プログラム」を定め、これに基づいて個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施するもの